

ハイライト:

- ・ふるさと納税について取り上げます。
- ・退職所得の源泉徴収票等の提出関係の改正があります！

冬号 第104号  
(個人様向け)

2025年12月

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に



### ご挨拶

目次:

ご挨拶	1	街中に緑と赤の装飾が目につき、クリスマスシーズンを感じる頃となりました。12月に入り寒さが厳しくなってきますので、体調管理に気をつけて楽しい年末年始をお過ごしください。
ふるさと納税について	1	第104号では、ふるさと納税を行うにあたり気を付けるべきポイント等について取り上げました。内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。
源泉徴収票等の提出関係の改正	2	公認会計士・税理士・AFP・ITコーディネータ 中村 元彦 公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### ふるさと納税について

今年も12月となり、年度末に慌ててふるさと納税を行う方も多いのではないかと思います。

このふるさと納税制度ですが、制度の趣旨としては、「進学や就職を機にふるさとを離れ、今は都会に住んでいても、自分を育んでくれた「ふるさと」に、自分の意思で、いくらかでも恩返し=納税できる制度があっても良いのではないか」という問題意識から検討を経て創設されたものとなっています。

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附を行った場合に、寄附額のうち2,000円を越える部分について、所得税と住民税から原則として全額が控除される制度です。ただし、上限額がありますので、以下の表を参考に行ってください。

<出典: 総務省 ふるさと納税ポータルサイト>

ふるさと納税を行う方本人の給与収入	ふるさと納税を行う方の家族構成				
	独身又は共働き	夫婦*	共働き+子1人(高校生)	共働き+子1人(大学生)	夫婦*+子1人(高校生)
500万円	61,000	49,000	49,000	44,000	40,000
600万円	77,000	69,000	69,000	66,000	60,000
700万円	108,000	86,000	86,000	83,000	78,000
800万円	129,000	120,000	120,000	116,000	110,000
900万円	152,000	143,000	141,000	138,000	132,000
1,000万円	180,000	171,000	166,000	163,000	157,000

\*1 夫婦いずれかが収入がないケース

寄附金控除を受けるためには、原則として、寄附をした翌年3月15日までに、確定申告を行います。確定申告を行うと、所得税分はその年の所得税から控除(還付)され、住民税分は翌年度の住民税から控除(減額)されます。ただし、ふるさと納税先の自治体数が5団体以内である場合は、ふるさと納税を行った各自治体に申請することで確定申告が不要になる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の適用を受けることが出来ます。

ふるさと納税は「返礼品」を楽しみに行われている方も多いと思います。暦年単位での適用となりますので、今年の所得の見込みを勘案しながら、皆様の「推し」となる返礼品を見つけてみてはいかがでしょうか。

ホームページもご覧下さい。お役立ち情報を更新しています！  
<https://my-naka.com/>

## 源泉徴収票等の提出関係の改正

令和8年1月1日以降は、退職所得の源泉徴収票について支給者全員が税務署への提出対象となります。現在は役員のみがその提出対象となっていますので、提出対象範囲が大幅に広がります。なお、退職所得の源泉徴収票は、支払った年度の翌年1月末が提出期限となっている法定調書合計表と一緒に提出することが認められています。

【退職所得の源泉徴収票・特別徴収票の提出範囲】 <現行制度>

令和7年中に支払が確定した、法人（人格のない社団等を含みます。）の役員（取締役、執行役、会計参与、監査役、理事、監事、清算人、相談役、顧問等）に対して支払う退職手当等

税理士法人 舞  
中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

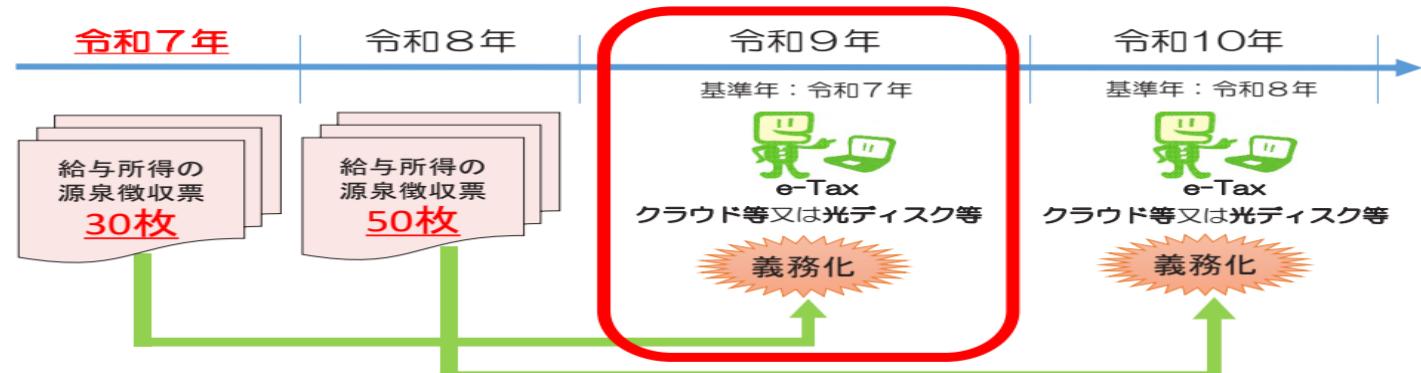
[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

[nakamura-cpa@tkcnf.or.jp](mailto:nakamura-cpa@tkcnf.or.jp)

ちなみに、支払調書については、その提出枚数が30枚以上の場合、郵送等による提出ではなく、e-tax等での提出が義務づけられましたので、こちらも注意が必要です。

たとえば、令和7年1月末日期日で提出した給与所得の源泉徴収票の枚数が30枚だった場合には、令和9年1月末期日で提出する給与所得の源泉徴収票については、e-tax等で提出しなければなりません。

<出典:国税庁 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引(令和7年分)>



30枚の判定は法定調書の種類ごとに行いますので、・給与所得の源泉徴収票、・退職所得の源泉徴収票、・報酬、料金等の支払調書、といった項目ごとに提出枚数を数えます。

### 注意！！

自動車等の交通用具利用の場合の通勤手当の非課税限度額が令和7年4月1日に遡って引き上げされました。令和7年4月以降に支給した通勤手当のうち、非課税限度額の引き上げにより新たに非課税となる金額は、令和7年度の年末調整で精算されることになります。

(例: 片道15キロ以上25キロ未満 12,900円→13,500円)

よって600円／月が課税から非課税扱いとなるため、4月以降の既支払分につき要調整です。

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

\*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

令和8年度税制改正の内容は次号で取り上げる予定です。